

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、北條池土地改良区が土地改良事業（農業水路等長寿命化・防災減災事業（水利施設整備）北條幹線林田地区）を行うことについて平成31年3月1日認可した。

平成31年3月8日

香川県知事 浜 田 恵 造